

# 指定難病の新規申請必要書類

(令和5年10月作成)



◎□1. ~□10. に従って、必要な書類を揃えてください。

## □1 特定医療費(指定難病)支給認定申請書

※申請書の記入は、黒のボールペンでしてください。(消せるボールペンでは記入しないでください)

## □2 臨床調査個人票(診断書)

※主治医(指定医)が記載するものです。また、疾病名により様式が異なります。

## □3 健康保険証(コピー)

※加入されている医療保険を確認いただき、下記の表に基づき提出してください。

加入している健康保険	提出が必要な保険証
国民健康保険	患者分 + 世帯内の国民健康保険加入者分(中学生以下も必要)
後期高齢者医療保険	患者分 + 世帯内の後期高齢者医療保険加入者分
国民健康保険組合	患者分 + 同保険加入者分(世帯外、中学生以下も必要)
社会保険	患者分
生活保護	生活保護受給証明書(大津市で受給の方は不要)

※生活保護の方で健康保険に加入されている方は両方必要となります。

## □4 市民税の課税額を証明する書類

(1)1~6月に申請する場合は前年、7~12月に申請する場合はその年の1月1日時点で大津市に住民登録をしていた方

※下記の表の提出が必要な方について、こちらで課税状況を確認しますので、提出は不要となります。

※申請者本人が1月1日時点で住民登録があった場合でも、提出が必要な方が1月1日時点で住民登録がなかった場合は、その方の市民税の課税額を証明する書類を提出してください。

(2)1~6月に申請する場合は前年、7~12月に申請する場合はその年の1月1日時点で大津市外に住民登録をしていた方

※加入されている健康保険を確認いただき、下記の表に基づき①~③を提出してください。

※1~6月に申請する場合は前々年分(前年度)、7~12月に申請する場合は前年分(今年度)の証明書等が必要です。

①「市県民税 課税証明書(非課税証明書)」 ※1月1日時点で住民登録をしていた自治体で交付してもらってください。

②「市民税・県民税 税額決定通知書・算出税額明細書」(コピー)

③「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」(コピー)

加入している健康保険	提出が必要な方	提出が必要な書類
国民健康保険	患者分 + 世帯内の国民健康保険加入者分(中学生以下は不要)	①~③のいずれか
後期高齢者医療保険	患者分 + 世帯内の後期高齢者医療保険加入者分	①~③のいずれか
国民健康保険組合	患者分 + 同保険加入者分(世帯外、中学生以下も必要)	①
社会保険	★1 被保険者が住民税課税者の場合 ⇒被保険者分	★1 ①~③のいずれか
	★2 被保険者が住民税非課税者の場合 ⇒被保険者分 + 患者分	★2 ①

## □5 ※非課税収入がある方のみ※

### 患者本人の非課税収入の収入額が分かる書類(コピー)

本人に非課税収入(障害年金・遺族年金・児童扶養手当等)がある場合、支払い通知書や手当証書など、年間の支給額が分かるものの写しを提出してください。

## □6 ※同じ世帯内で指定難病又は小児慢性の受給者証を持っている方のみ※

### 受給者証(コピー)

同じ世帯かつ同じ健康保険に加入している方で、指定難病又は小児慢性特定疾病受給者証をお持ちの場合は、自己負担上限額を按分することができます。

## □7 保険照会等に関する同意書

## □8 ※臨床調査個人票を研究に利用することに同意いただける方のみ※

### 臨床調査個人票の研究利用に関する同意書

## □9 おたずね票

## □10 マイナンバー関連書類(番号確認書類と身元確認書類)

下記の(A)(B)の両方を提出ください。マイナンバーカードを提出いただいた場合、(B)は必要ありません。

(A)番号確認書類 患者分+同じ医療保険に加入している世帯全員分(社会保険で家族等の保険に加入している場合は被保険者分のみ)

→マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票や住民票記載事項証明書等

(B)身元確認書類(①、②のいずれか)患者分のみ

→①本人の顔写真が掲載されている官公署の発行する証(運転免許、パスポート等)・・・いずれか1つ

→②その他個人を特定できる証(健康保険証、介護保険証、年金手帳等)・・・いずれか2つ

<提出先・問合せ先> (月~金、ただし祝日除く) 午前9:00~午後5:00

大津市保健所 保健予防課 電話:077-522-6766 FAX:077-525-6161

住所:〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階)

## Q&A

### ○ 受給者証を持つメリットは？

申請のあった疾病の治療費に月額自己負担上限額が設定され、医療費が多くかかっても上限額以上のお支払いがなくなります。また、同疾病の医療費の負担割合が、2割になります。(もともと1割、2割の方は変わりません。)

### ○ 支給認定の開始日は？ ※詳細は、「(別添)指定難病と診断された皆さまへ」を参照ください。

診断年月日に遡って有効になります。(申請日からの遡りの期間は原則1か月とし、やむを得ない理由がある場合は最長3か月となります。)※令和5年10月1日より前への遡りは不可。

### ○ 医療費助成の対象は？

- ・入院、外来にかかる医療費やお薬代(院内処方、院外処方はいりません)
- ・訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護医療院サービス(介護予防含む)

### ○ 月額上限額の管理はどうやって行うの？

受給者証に同封されている自己負担上限額の管理は「自己負担上限額管理票」により行います。

#### 自己負担上限額管理票とは…

- ・特定医療に関して、毎月の自己負担上限額以上を負担されることがないように自身で管理をしていただくものです。
- ・受診される際、毎回、医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等)に提示し、その日の特定医療の医療費(又は介護費)総額と自己負担額、月間累計額を記入してもらってください。
- ・月毎の自己負担額を合算し、自己負担上限額まで達した時は、それ以上の自己負担はなくなります。ただし、特定医療の医療費(又は介護費)の総額を把握する必要があるため、上限額(月額)まで達した後も、必ず医療機関に提示してください。

### ○ 申請から受給者証が届くまでに支払った医療費は戻ってくるの？

- ・申請をした日以降で、受給者証が届くまでの間に特定医療に関する医療を受けた場合、療養費請求(償還払)の請求をすることで公費負担分が返金されます。
- ・申請に必要な書類は、受給者証に同封されている用紙を参照してください。
- ・医療費が高額療養費の対象となった場合には、先に加入する健康保険に「高額療養費」の申請を行って下さい。(高額療養費の対象となった場合は、その還付通知等も必要書類に含まれます。)
- ・滋賀県からは、高額療養費を適用した後、自己負担上限額(月額)を上回る負担額が還付されます。

#### 高額療養費とは…

公的医療保険における制度で、医療機関等の窓口で支払った額が、月の間に一定額を超えた場合に、超えた金額を高額療養費として還付する制度です。手続きには大きく分けて以下の2つの方法があります。

##### ① 限度額認定申請

→ 支払いの前に保健者に申請し、高額療養費となる金額を健康保険から直接医療機関に支払ってもらい、窓口での支払い額をあらかじめ減らしておく方法です。

##### ② 高額療養費還付申請

→ 高額療養費となる金額も含んで医療機関に支払いした後、保険者に申請し、高額療養費となる金額の返金を受ける方法です。概ね対象月から3～4ヶ月後に返金されます。  
なお、この方法の場合、療養費請求(償還払い)の際に、高額療養費の還付決定通知書の写しが必要になります。

### ○ 軽症者特例制度とは？

- ・指定難病にかかっているものの、症状が軽症なために支給認定基準に満たない方であっても、高い医療費がかかっている方は特例で認定され、受給者証が発行される制度です。
- ・申請日の属する月から起算して過去12ヶ月以内で、指定難病に治療にかかった月額の医療費総額が33,330円以上かかった月が3回以上ある方が対象となります。(ただし、臨床調査個人票に記載されている疾病発症日以前は対象外です。)
- ・申請には医療費総額証明書の提出が必要となります。(医療機関に記入してもらってください。)

### ○ 申請書類はどこで手に入るの？

- ・保健所またはすこやか相談所で受け取っていただくか、滋賀県・大津市のホームページからダウンロードしてください。電話でお問い合わせいただければ、郵送も行っております。

## お願い

・健康保険や住所の変更があった場合、受給者証の登録情報も変更する必要があります。必ず保健所までお問い合わせのうえ、必要な手続きをしてください。